

社会福祉法人 神栖市社会福祉協議会 印章規程

昭和 61 年 7 月 22 日
神社協規程第 7 号

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人神栖市社会福祉協議会の印章（以下「印章」という。）の種類、保管、使用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(印章の種類、ひな形及び寸法)

第 2 条 印章の種類、ひな形及び寸法は、別表のとおりとする。ただし、特殊印章のひな形及び寸法は、その都度会長が定める。

(印章の管守者)

第 3 条 印章の管守者（以下「管守者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 協議会印 事務局長
- (2) 会長印 事務局長
- (3) 副会長印 事務局長
- (4) 事務局長印 事務局長
- (5) 特殊印章 会長があらかじめ指定した者

(管守者の代理)

第 4 条 管守者に事故あるとき又は管守者が欠けたときは、会長が指定する者が管守者の事務を代理する。

(印章の新調、改刻又は廃止)

第 5 条 管守者は印章を新調、改刻又は廃止しようとするときは、会長の承認を受けなければならない。

(印章台帳)

第 6 条 管守者は、印章台帳を備え、印章の新調、改刻又は廃止の都度必要な事項を記載し、整理しなければならない。

(印章の使用)

第 7 条 印章は、管守者又はその指定する者でなければ使用することができない。

(印章の管守)

第 8 条 印章は、管守を厳正にし、管守者の承認を受けた場合のほか、保管場所以外に持ち出してはならない。

付 則

- 1 この規程は、昭和 61 年 7 月 22 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。（改訂第 41 号）

(別 表)

種 類	寸 法	ひ な 形
<p>社 会 福 祉 法 人 神 栖 市 社 会 福 祉 協 議 会 印</p>	<p>縦 18 mm 横 18 mm</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>社会福祉法人 神栖市社会 福祉協議会印</p> </div> <p>(印 影)</p>
<p>社 会 福 祉 法 人 神 栖 市 社 会 福 祉 協 議 会 会 長 印</p>	<p>縦 18 mm 横 18 mm</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>社会福祉法人 神栖市社会 福祉協議会 会 長 印</p> </div> <p>(印 影)</p>
<p>社 会 福 祉 法 人 神 栖 市 社 会 福 祉 協 議 会 副 会 長 印</p>	<p>縦 18 mm 横 18 mm</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>社会福祉法人 神栖市社会 福祉協議会 副 会 長 印</p> </div> <p>(印 影)</p>
<p>社 会 福 祉 法 人 神 栖 市 社 会 福 祉 協 議 会 事 務 局 長 印</p>	<p>縦 18 mm 横 18 mm</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>社会福祉法人 神栖市社会 福祉協議会 事 務 局 長 印</p> </div> <p>(印 影)</p>